

狭山市告示第 4 号

令和 6 年能登半島地震による被災納税者等に対する狭山市税の申告、納付等の期限を延長することについて次のとおり定める。

令和 6 年 1 月 1 9 日

狭山市長 小谷野



狭山市税条例(昭和 3 0 年狭山市条例第 1 1 号。以下「条例」という。)第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により、地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)又は条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和 6 年 1 月 1 日以降に到来するものについては、その期限を別に告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
富山県及び石川県